

## 税関総署

## 「部分規定廃止に関する決定」、「輸入貨物直接返送管理弁法」、「輸出入貨物通関申告書修正及び取消管理弁法」を公布

トランザクションバンキング部

2014年3月12日より税関総署から多くの公告が公布され、公布日から施行されています。ここでは、その中でも特に重要と思われる公告について3回に分けてご説明します。本96期では図表1の①②⑤を、97期では③④⑦を、98期では⑥⑧⑨⑩をご説明します。

【図表1：税関総署が公布した公告一覧（重要な公告を抜粋）】

|   | 公布日<br>施行日 | タイトル                                                           | 概要                                      |
|---|------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| ① | 3/12       | 税関総署の部分規定廃止に関する決定<br>(税関総署令第216号)                              | ✓ 税関規則4本の廃止                             |
| ② | 3/12       | 税関輸入貨物直接返送管理弁法<br>(税関総署令第217号)                                 | ✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定<br>✓ 輸入貨物直接返送条件・手続きを規定 |
| ③ | 3/13       | 税関総署の一部規則改正に関する決定<br>(税関総署令第218号)                              | ✓ 税関規則15本の改正<br>✓ 条件緩和と手続き簡素化           |
| ④ | 3/12       | 税関加工貿易貨物監督管理弁法<br>(税関総署令第219号)                                 | ✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定<br>✓ 加工貿易に関する税関の基本規則   |
| ⑤ | 3/13       | 税関輸出入貨物報関単（通関申告書/証明書）修正及び取消管理弁法<br>(税関総署令第220号)                | ✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定<br>✓ 条件緩和と手続き簡素化       |
| ⑥ | 3/13       | 税関通関単位登録登記管理規定<br>(税関総署令第221号)                                 | ✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定<br>✓ 条件緩和と手続き簡素化       |
| ⑦ | 3/24       | 税関総署の「税関加工貿易貨物監督管理弁法」執行の関連問題に関する公告<br>(税関総署公告2014年第21号)        | ✓ ④の補充規定                                |
| ⑧ | 4/1        | 税関総署の通関作業ペーパーレス化改革業務の本格推進の関係事項に関する公告<br>(税関総署公告2014年第25号)      | ✓ 税関のペーパーレス化の範囲を拡大、<br>手続き簡素化           |
| ⑨ | 4/3        | 税関総署の「税関通関単位登録登記管理規定」関連法律文書と報告表書式公布に関する公告<br>(税関総署公告2014年第26号) | ✓ ⑥の報告書式を制定                             |
| ⑩ | 4/10       | 「企業所在地申告、企業所在地通過」適用範囲拡大に関する公告<br>(税関総署公告2014年第28号)             | ✓ 適用範囲拡大                                |

## 1、①税関総署の部分規定廃止に関する決定（税関総署令第216号）について

行政の簡素化と権限移譲の一環として、4 弁法が廃止されました。

そのうち特に加工貿易に関する税関総署第109号令廃止の影響は大きく、新弁法が制定されるかどうか注目されます。残り3弁法は通関士制度に関するもので、弁法は廃止されましたが通関士の管理を行わなくなったわけではなく、経過及び事後管理を重視する方針へ変更されています。今後は通関人員の資格試験を行わないため、通関専門会社は自身の判断で通関人員を採用しなければなりません。今後、98期でご説明する⑥税関総署令第221号では、通関人員の税関備案（届出）手続きや備案証明の発行について規定されています。

### 【図表2：廃止された弁法】

| 公布日        | タイトル                                                   | 概要                                                                                                                                                                                                           |
|------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2004/1/19  | 中華人民共和国税関の税関区を跨ぐ加工貿易保税貨物の深加工結転に関する管理弁法<br>(税関総署第109号令) | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 深加工結転とは、加工貿易企業が保税輸入部品の加工製品を異なる税関区の加工貿易企業でさらに加工して再輸出する経営活動のこと。</li> <li>✓ 従来、加工貿易企業が結転を行う時には、主管税関へ結転計画を申告し、双方の主管税関の備案を得る必要があった。本弁法はその手続き・必要書式について制定したものの。</li> </ul> |
| 2004/11/30 | 中華人民共和国税関の通関人員に対する考査管理弁法<br>(税関総署令第119号)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 通関人員のミスに対する考査方法についての弁法。</li> </ul>                                                                                                                                  |
| 2006/3/20  | 中華人民共和国税関の通関人員就業資格管理弁法<br>(税関総署第146号令)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 通関人員としての登録・変更方法や権利・義務について規定した弁法。</li> </ul>                                                                                                                         |
| 2010/3/1   | 中華人民共和国税関の通関人員資格試験及び資格証明書管理弁法<br>(税関総署第187号令)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 通関人員の資格試験を規定した弁法。</li> </ul>                                                                                                                                        |

## 2、②税関輸入貨物直接返送管理弁法（税関総署令第217号）について

税関通過手続き完了前の輸入貨物の直接返送の手続きについて、新たに規定されました。ポイントは、税関総署の権限委譲により「税関許可なしで直接返送が実行可能」となったことです。

輸入税関移転貨物が既に税関を通過している時（輸入到着地と通関場所が異なる時）は、本弁法は適用されず一般の返送手続きに照らして対応する必要があります。

### (1) 直接返送手続き条件

直接返送手続きを行う機関が「直属税関と授権された所属税関」から「貨物所在地の税関」へ変更されています。直接返送手続きを行うことができる条件は、旧弁法から変更ありません。

### 【図表3：直接返送手続きを行うことができる条件】

- ✓ 国家貿易管理政策の調整により、荷受人が関連証憑を提出できない
- ✓ 誤発送や遅延、過剰荷卸貨物であり、荷送人か運送引受人が書面証明文書を提出できる
- ✓ 荷受・荷送人の双方が返送協議に同意し、双方が同意した返送書面証明文書を提出できる
- ✓ 連貿易で紛争が発生し、効力を有する法院判決書や仲裁機構の仲裁決定書、争議の無い有効な貨物所有権証憑を提出できる
- ✓ 貨物欠損或いは国家検査検疫に不合格で、検査検疫部門の関連検査証明文書を提出できる

## (2) 申請受理条件

旧弁法では、輸入貨物直接返送申請資格を有していない場合は申請を受理しない等、税関の申請受理条件が規定されていましたが、新弁法では廃止され、誰でも、許可無しで直接返送を行うことが可能になりました。直接返送輸入貨物が、税関に報告されているか否かにより対応が異なります。

## 【図表4：税関報告済か未済かによる対応の違い】

|     |                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未報告 | 税関へ「輸入貨物直接返送表」及び実際の輸入状況を証明する契約書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券或いは積荷目録等の関連証憑と証明文書を提出する。                                               |
| 報告済 | 税関へ「輸入貨物直接返送表」と原報関単或いは保税リスト及び実際の輸入状況を証明する契約書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券或いは積荷目録等の関連証憑と証明文書を提出し、まず報関単（通関申告書/証明書）或いは保税リストの削除手続きを行う。 |

## (3) 直接返送申請手続き

直接返送手続きとしては、①輸出報関単（通関申告書/証明書）に入力して税関へ申告し、②輸入報関単に入力して手続きを実施します。輸入報関単の「関連報関単」欄には輸出報関単番号を入力します。

## 3、⑤税関輸出入貨物通関申告書修正及び取消管理弁法（税関総署令第220号）について

輸出入貨物報関単の修正及び取消しの条件緩和・手続き簡素化を目的として、新たに制定され、「税関許可なしで輸出入貨物報関単の修正・取消しが可能」となっており、企業の利便性が向上しています。

## (1) 輸出入貨物報関単の修正・取消し手続き条件

報関単の修正・取消し時には、原輸入申告を行った税関宛に申請することが明確化されました。また、修正・取消し可能条件は、旧弁法の「正当な理由があり、税関の審査批准を得ている」から「規定条件に一致する」へと緩和されています。

条件としては、「税金の追加納付・還付と税関事務担保」「直接返送手続き」が追加されています。

## 【図表5：税関で輸出入貨物報関単の修正或いは取消し手続きを行うことができる条件】

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸出貨物通関後、輸送や積み出し等の原因に因って原申告貨物の一部或いは全部が返送や輸送手段の変更となる</li> <li>✓ 輸出入貨物の積み出しや輸送、保管過程で契約書の数値とズレが生じる、或いは不可抗力の災害による損失と欠損等が発生し、原申告データと実際の貨物が不一致となる</li> <li>✓ 税金の追加納付・還付と税関事務保証処理といったその他税関手続きが報関単データの修正或いは取消しを必要とする</li> <li>✓ 貿易慣例に基づきまず暫定的な価格で成約し、実際の決済時に商品検査品質認定或いは国際市場の価格支払方法に基づき、申告内容の修正が必要</li> <li>✓ 申告済輸入貨物の直接返送手続き時、原輸入貨物報関単の修正或いは取消しが必要</li> <li>✓ コンピューター、インターネットシステム等の技術要因で電子データを誤って申告</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (2) 管理が強化されたもの

報関人員の操作或いは書き写しミスについては、管理が強化され、修正・取消し時の提出資料が規定されました。

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

| 中国語原文                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 日本語対訳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>海关总署令第216号</b></p> <p>《海关总署关于废止部分规章的决定》已于2014年2月13日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自公布之日起施行。</p> <p style="text-align: right;">署长<br/>2014年3月12日</p> <p><b>海关总署关于废止部分海关规章的决定</b></p> <p>为了适应经济社会发展需要，切实推动简政放权、转变职能，深化行政审批制度改革，现决定废止2004年1月19日以海关总署第109号令发布的《中华人民共和国海关关于加工贸易保税货物跨关区深加工结转的管理办法》、2004年11月30日以海关总署令第119号发布的《中华人民共和国海关对报关员记分考核管理办法》、2006年3月20日以海关总署第146号令公布的《中华人民共和国海关报关员执业管理办法》以及2010年3月1日以海关总署第187号令公布的《中华人民共和国海关报关员资格考试及资格证书管理办法》。本决定自公布之日起生效。</p> | <p style="text-align: center;"><b>税関総署令第216号</b></p> <p>「税関総署の部分規定廃止に関する決定」は2014年2月13日に既に税関総署業務会議の審査を通過、ここに公布し、公布日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">署長<br/>2014年3月12日</p> <p style="text-align: center;"><b>税関総署の部分規定廃止に関する決定</b></p> <p>経済社会の発展需要に適応し、政策簡素化・権限移譲と職能転換を適切に推進し、行政審査制度改革を深化するため、2014年1月19日に税関総署第109号令として公布した「中華人民共和国税関の税関区を跨ぐ加工貿易保税貨物の深加工結転に関する管理弁法」、2014年11月30日に税関総署令第119号として公布した「中華人民共和国税関の通関人員に対する考査管理弁法」、2006年3月20日に税関総署第146号令として公布した「中華人民共和国税関の通関人員就業資格管理弁法」及び2010年3月1日に税関総署第187号令として公布した「中華人民共和国税関の通関人員資格試験及び資格証明書管理弁法」を廃止することをここに決定した。</p> <p>本決定は公布日より有効。</p> |
| <p style="text-align: center;"><b>海关总署令第217号</b></p> <p>《中华人民共和国海关进口货物直接退运管理办法》已于2014年2月13日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自公布之日起施行。2007年2月2日以海关总署令第156号公布的《中华人民共和国海关进口货物直接退运管理办法》同时废止。</p> <p style="text-align: right;">署长<br/>2014年3月12日</p> <p><b>中华人民共和国海关进口货物直接退运管理办法</b></p> <p>第一条 为了加强对进口货物直接退运的管理，保护公民、法人或者其他组织的合法权益，根据《中华人民共和国海关法》（以下简称《海关法》）制定本办法。</p> <p>第二条 货物进境后、办结海关放行手续前，</p>                                                                                                     | <p style="text-align: center;"><b>税関総署令第217号</b></p> <p>「中華人民共和国税関の輸入貨物直接返送管理弁法」は2014年2月13日に税関総署業務会議の審査を通過、ここに公布し、公布日から施行する。2007年2月2日に税関総署令第156号として公布した「中華人民共和国税関の輸入貨物直接返送管理弁法」は同時に廃止する。</p> <p style="text-align: right;">署長<br/>2014年3月12日</p> <p style="text-align: center;"><b>中華人民共和国税関の輸入貨物直接返送管理弁法</b></p> <p>第一条 輸入貨物直接返送に対する管理を強化し、公民と法人或いはその他組織の合法權益を保護するため、「中華人民共和国税関法」（以下略称「税関法」）に基づき本弁法を制定する。</p> <p>第二条 貨物到着後、税関通過手続き完了前に、輸入貨</p>                                                                                                                                             |

进口货物收发货人、原运输工具负责人或者其代理人（以下统称当事人）将全部或者部分货物直接退运境外，以及海关根据国家有关规定责令直接退运的，适用本办法。

进口转关货物在进境地海关放行后，当事人办理退运手续的，不适用本办法，当事人应当按照一般退运手续办理。

第三条 货物进境后、办结海关放行手续前，有下列情形之一的，当事人可以向货物所在地海关办理直接退运手续：

（一）因为国家贸易管理政策调整，收货人无法提供相关证件的；

（二）属于错发、误卸或者溢卸货物，能够提供发货人或者承运人书面证明文书的；

（三）收发货人双方协商一致同意退运，能够提供双方同意退运的书面证明文书的；

（四）有关贸易发生纠纷，能够提供已生效的法院判决书、仲裁机构仲裁决定书或者无争议的有效货物所有权凭证的；

（五）货物残损或者国家检验检疫不合格，能够提供国家检验检疫部门出具的相关检验检疫证明文书的。

第四条 办理直接退运手续的进口货物未向海关申报的，当事人应当向海关提交《进口货物直接退运表》以及证明进口实际情况的合同、发票、装箱清单、提运单或者载货清单等相关单证、证明文书，按照本办法第十条的规定填制报关单，办理直接退运的申报手续。

第五条 办理直接退运手续的进口货物已向海关申报的，当事人应当向海关提交《进口货物直接退运表》、原报关单或者转关单以及证明进口实际情况的合同、发票、装箱清单、提运单或者载货清单等相关单证、证明文书，先行办理报关单或者转关单删除手续。本条第一款规定情形下，海关依法删除原报关单或者转关单数据的，当事人应当按照本

物の荷受荷送人と本来の輸送手段の責任者或いはその代理人（以下総称、当事者）が全部或いは一部の貨物を直接域外へ返送する時、並びに国家関連規定に基づき直接返送を命じる時、本弁法を適用する。

輸入税関移転貨物が入国地の税関通過後、当事者は返送手続きを行い、本弁法は適用せず、当事者は一般の返送手続きに照らして処理を行わなければならない。

第三条 貨物到着後で税関通過手続き完了前に、以下のいずれか一つの状況が発生した場合、当事者は貨物所在地の税関で直接返送手続きを行うことができる。

（一）国家貿易管理政策の調整により、荷受人が関連証憑を提出できない

（二）誤発送や荷卸遅延或いは過剰荷卸の貨物に属し、荷送人或いは運送引受人が書面証明文書を提出できる

（三）荷受人と荷送人の双方が返送協議に同意し、双方が同意した返送書面証明文書を提出できる

（四）関連貿易で紛争が発生し、既に効力を有する法院判決書や仲裁機構の仲裁決定書或いは争議の無い有効な貨物所有権証憑を提出できる

（五）貨物欠損或いは国家検査検疫に不合格で、国家検査検疫部門が発行した関連検査証明文書を提出できる

第四条 直接返送手続きを行う輸入貨物が未だ税関に報告されていない時、当事者は税関へ「輸入貨物直接返送表」及び実際の輸入状況を証明する契約書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券或いは積荷目録等の関連証憑と証明文書を提出しなければならず、本弁法の第十条規定に照らして報関単（通関申告書/証明書）を入力し、直接返送の申告手続きを行う。

第五条 直接返送手続きを行った輸入貨物を税関へ報告済の時、当事者は税関へ「輸入貨物直接返送表」と原報関単或いは税関移転リスト及び実際の輸入状況を証明する契約書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券或いは積荷目録等の関連証憑と証明文書を提出し、まず先に報関単或いは税関移転リストの削除手続きを行わなければならない。

本条第一項規定の状況下で、税関は法に則って原報関単

办法第十条的规定填制报关单，办理直接退运的申报手续。

对海关已经确定布控、查验或者认为有走私违规嫌疑的货物，不予办理直接退运。布控、查验或者案件处理完毕后，按照海关有关规定处理。

第六条 货物进境后、办结海关放行手续前，有下列情形之一的，海关应当责令当事人将进口货物直接退运境外：

（一）货物属于国家禁止进口的货物，已经海关依法处理的；

（二）违反国家检验检疫政策法规，已经国家检验检疫部门处理并且出具《检验检疫处理通知书》或者其他证明文书的；

（三）未经许可擅自进口属于限制进口的固体废物，已经海关依法处理的；

（四）违反国家有关法律、行政法规，应当责令直接退运的其他情形。

第七条 责令进口货物直接退运的，由海关根据相关政府行政主管部门出具的证明文书，向当事人制发《海关责令进口货物直接退运通知书》（以下简称《责令直接退运通知书》）。

第八条 当事人收到《责令直接退运通知书》之日起30日内，应当按照海关要求向货物所在地海关办理进口货物直接退运的申报手续。

第九条 当事人办理进口货物直接退运申报手续的，除另有规定外，应当先行填写出口报关单向海关申报，然后填写进口报关单办理直接退运申报手续，进口报关单应当在“关联报关单”栏填报出口报关单号。

第十条 进口货物直接退运的，除《中华人

或いは税関移転リストのデータを削除し、当事者は本弁法の第十条規定に照らして報関単に入力し、直接返送の申告手続きを行う。

税関が既に監視や検査を確定或いは密貿易の違反嫌疑を認める貨物について、直接返送を行うことはできない。監視や検査或いは案件処理完了後、税関関連規定に照らして処理を行う。

第六条 貨物到着後で税関通過続き完了前に、以下のいずれか一つの状況が発生した場合、税関は当事者に輸入貨物を直接国外へ返送するよう命じなければならない。

（一）貨物が国家が輸入を禁止している貨物に属し、既に税関が法に則って処理している。

（二）国家検査検疫政策法规に違反し、既に国家検査検疫部門が処理し「検査検疫処理通知書」或いはその他証明文書を発行している。

（三）許可を経ず無断で輸入制限に属する固体廃棄物を輸入し、既に税関が法に則って処理している。

（四）国家関連法律と行政法规に違反し、直接返送を命じなければならないその他状況。

第七条 輸入貨物を直接返送するよう命じる時、税関は関連政府行政主管部门が発行した証明文書に照らして、当事者へ「税関が輸入貨物直接返送を命じる通知書」（以下略称「直接返送命令通知書」）を発行する。

第八条 当事者は「直接返送命令通知書」を受取ってから30日以内に、税関要求に照らして貨物所在地の税関で輸入貨物直接返送の申請手続きをしなければならない。

第九条 当事者は輸入貨物直接返送申請手続きをする時、その他に規定がある場合を除いて、まず先に輸出報関単に入力して税関へ申告し、それから輸入報関単に入力して直接返送申告手続きを行い、輸入報関単は「関連報関単」欄に輸出報関単番号を記入しなければならない。

第十条 輸入貨物直接返送において、「中華人民共和国

民共和国海关进出口货物报关单填制规范》外，还应当按照下列要求填制进出口货物报关单：

- （一）“监管方式”栏均填写“直接退运”（代码“4500”）；
- （二）“备注”栏填写《进口货物直接退运表》或者《责令直接退运通知书》编号。

第十一条 直接退运的货物，海关不验核进出口许可证或者其他监管证件，免于征收进出口环节税费及滞报金，不列入海关统计。

第十二条 由于承运人的责任造成货物错发、误卸或者溢卸的，当事人办理直接退运手续时可以免于填制报关单。

第十三条 进口货物直接退运应当从原进境地口岸退运出境。由于运输原因需要改变运输方式或者由另一口岸退运出境的，应当经由原进境地海关批准后，以转关运输方式出境。

第十四条 保税区、出口加工区以及其他海关特殊监管区域和保税监管场所进口货物的直接退运参照本办法有关规定办理。

第十五条 违反本办法，构成走私行为、违反海关监管规定行为或者其他违反《海关法》行为的，由海关依照《海关法》和《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》的有关规定予以处理；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第十六条 《进口货物直接退运表》、《海关责令进口货物直接退运通知书》等法律文书，由海关总署另行制发公告。

第十七条 本办法由海关总署负责解释。

第十八条 本办法自公布之日起施行。2007

税関輸出入貨物報関単入力規範」以外に、以下の要求に照らして輸出入貨物報関単に入力しなければならない。

- （一）「監督管理方式」欄には全て「直接返送」（コード「4500」）を入力する。
- （二）「備考」欄には「輸入貨物直接返送表」或いは「直接返送命令通知書」整理番号を入力する。

第十一条 直接返送貨物について、税関は輸出入許可書或いはその他監督管理証明書類を検査照合せず、輸出入段階での税及び申告遅滞金を免除し、税関統計へ算入しない。

第十二条 運送引受人の責任で貨物誤発送や荷卸遅延或いは貨物過剰荷卸が起こった場合、当事者は直接返送手続き時に報関単の入力が免除される。

第十三条 輸入貨物の直接返送は原到着地の港から返送して積出さなければならない。運送の原因により運送方式を変更する或いは別の港から返送積出す必要がある場合、原到着地の税関批准を経た後に税関移転運送方式でもって積出す。

第十四条 保税区、輸出加工区及びその他税関特別監督管理区域と保税監督管理場所で輸入貨物の直接返送を行う場合、本弁法の関連規定に照らして処理する。

第十五条 本弁法に違反し、密貿易行為や税関監督管理規定に違反する行為或いはその他「税関法」に違反する行為を行う場合、税関は「税関法」と「中華人民共和國税関行政処罰実施条例」の関連規定に照らして処理を行う。罪を犯した時は法に則って刑事責任を追及する。

第十六条 「輸入貨物直接返送表」や「税関輸入貨物直接返送命令通知書」等の法律文書は、税関総署が別途公告を制定する。

第十七条 本弁号は税関総署が解釈に責任を負う。

第十八条 本弁法は公布日から施行する。2007年2月2

年2月2日以海关总署令第156号公布的《中华人民共和国海关进口货物直接退运管理办法》同时废止。

### 海关总署令第220号

《中华人民共和国海关进出口货物报关单修改和撤销管理办法》已于2014年2月13日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自公布之日起施行。2005年12月30日以海关总署令第143号公布的《中华人民共和国海关进出口货物报关单修改和撤销管理办法》同时废止。

署长

2014年3月13日

### 中华人民共和国海关进出口货物报关单修改和撤销管理办法

第一条 为了加强对进出口货物报关单修改和撤销的管理，规范进出口货物收发货人或者其代理人的申报行为，保护其合法权益，根据《中华人民共和国海关法》（以下简称《海关法》）制定本办法。

第二条 进出口货物收发货人或者其代理人（以下统称当事人）修改或者撤销进出口货物报关单，以及海关要求对进出口货物报关单进行修改或者撤销的，适用本办法。

第三条 海关接受进出口货物申报后，报关单证及其内容不得修改或者撤销；符合规定情形的，可以修改或者撤销。

进出口货物报关单修改或者撤销后，纸质报关单和电子数据报关单应当一致。

第四条 进出口货物报关单的修改或者撤销，应当遵循修改优先原则；确实不能修改的，予以撤销。

第五条 有以下情形之一的，当事人可以向原接受申报的海关办理进出口货物报关单修

日に税関総署令第156号として公布した「中華人民共和国税関輸入貨物直接返送管理弁法」は同時に廃止する。

### 税関総署令第220号

「中華人民共和国税関輸出入貨物報関単（通関申告書/証明書）修正及び取消管理弁法」は2014年2月13日に税関総署業務会議の審査を通過、ここに公布し、公布日から施行する。2005年12月30日に税関総署令第143号として公布した「中華人民共和国税関輸出入貨物報関単修正及び取消管理弁法」は同時に廃止する。

署長

2014年3月13日

### 中華人民共和国税関輸出入貨物報関単修正及び取消管理弁法

第一条 輸出入貨物報関単修正と取消しに対する管理を強化し、輸出入貨物の荷受荷送人またはその代理人の申告行為を規範化し、その合法權益を保護するために、「中華人民共和国税関法」（以下略称「税関法」）に基づき本弁法を制定する。

第二条 輸出入貨物の荷受荷送人またはその代理人（以下総称、当事者）が輸出入貨物報関単を修正または取消す時や、税関が輸出入貨物報関単の修正または取消しを要求する時は、本弁法を適用する。

第三条 税関が輸出入貨物の申告を受けした後、報関単及びその内容は修正または取消しを行ってはならない。規定条件に合致する時は修正または取消することができる。

輸出入貨物報関単を修正または取消した後、紙ベースの報関単と電子データ報関単は一致しなければならない。

第四条 輸出入貨物報関単の修正または取消しは、修正優先の原則を遵守しなければならない、修正が出来ないことが確実な場合に取消しを行う。

第五条 以下状況のいずれか一つに該当する時、当事者は原報関単を受けした税関で輸出入貨物報関単の修正



改或者撤销手续，海关另有规定的除外：

(一) 出口货物放行后，由于装运、配载等原因造成原申报货物部分或者全部退关、变更运输工具的；

(二) 进出口货物在装载、运输、存储过程中发生溢短装，或者由于不可抗力造成灭失、短损等，导致原申报数据与实际货物不符的；

(三) 由于办理退补税、海关事务担保等其他海关手续而需要修改或者撤销报关单数据的；

(四) 根据贸易惯例先行采用暂时价格成交、实际结算时按商检品质认定或者国际市场实际价格付款方式需要修改申报内容的；

(五) 已申报进口货物办理直接退运手续，需要修改或者撤销原进口货物报关单的；

(六) 由于计算机、网络系统等技术原因导致电子数据申报错误的。

第六条 符合本办法第五条规定的，当事人应当向海关提交《进出口货物报关单修改/撤销表》和下列材料：

(一) 符合第五条第(一)项情形的，应当提交退关、变更运输工具证明材料；

(二) 符合第五条第(二)项情形的，应当提交商检机构或者相关部门出具的证明材料；

(三) 符合第五条第(三)项情形的，应当提交签注海关意见的相关材料；

(四) 符合第五条第(四)项情形的，应当提交全面反映贸易实际状况的发票、合同、提单、装箱单等单证，并如实提供与货物买卖有关的支付凭证以及证明申报价格真实、准确的其他商业单证、书面资料和电子数据；

(五) 符合第五条第(五)项情形的，应当提交《进口货物直接退运表》或者《责令进口货物直接退运通知书》；

(六) 符合第五条第(六)项情形的，应当提交计算机、网络系统运行管理方出具的说

明或者取消手续进行的事情，税関が別途規定を有する場合を除く。

(一) 輸出貨物通関後、輸送や積み出し等の原因に因って原申告貨物の一部或いは全部が返送や輸送手段の変更となる

(二) 輸出入貨物の積み出しや輸送、保管過程で契約書の数値とズレが生じる、或いは不可抗力の災害による損失と欠損等が発生し、原申告データと実際の貨物が不一致となる

(三) 税金の追加納付・還付と税関事務保証処理といったその他税関手続きが報関単データの修正或いは取消しを必要とする

(四) 貿易慣例に基づきまず暫定的な価格で成約し、実際の決済時に商品検査品質認定或いは国際市場の価格支払方法に基づき、申告内容の修正が必要

(五) 申告済輸入貨物の直接返送手続き時、原輸入貨物報関単の修正或いは取消しが必要

(六) コンピューター、インターネットシステム等の技術要因で電子データを誤って申告

第六条 本弁法の第五条規定に合致する場合、当事者は税関へ「輸出入貨物報関単修正/取消表」と以下資料を提出しなければならない。

(一) 第五条第(一)項の状況時、返送と輸送手段変更証明資料を提出しなければならない

(二) 第五条第(二)項の状況時、商品検査機構或いは関連部門が発行した証明資料を提出しなければならない

(三) 第五条第(三)項の状況時、税関意見を書き加えた関連資料を提出しなければならない

(四) 第五条第(四)項の状況時、実際の貿易状況を全面的に反映したインボイスと契約書、船荷証券、パッキングリスト等の証明書類を提出し、貨物売買と関連する支払証憑及び申告価格の真实性と正確性を証明するその他商業証明書と書面資料、電子データを事実の通り提出しなければならない

(五) 第五条第(五)項の状況時、「輸入貨物直接返却表」或いは「輸入貨物直接返却命令通知書」を提出しなければならない

(六) 第五条第(六)項の状況時、コンピューター、イ

明材料；

(七) 其他证明材料。

当事人向海关提交材料符合本条第一款规定，并且齐全、有效的，海关应当及时进行修改或者撤销。

第七条 由于报关人员操作或者书写失误造成申报内容需要修改或者撤销的，当事人应当向海关提交《进出口货物报关单修改/撤销表》和下列材料：

(一) 可以证明进出口货物实际情况的合同、发票、装箱单、提运单或者载货清单等相关单证、证明文书；

(二) 详细情况说明；

(三) 其他证明材料。

海关未发现报关人员存在逃避海关监管行为的，可以修改或者撤销报关单。不予修改或者撤销的，海关应当及时通知当事人，并且说明理由。

对于报关人员的操作或者书写失误，海关依照报关记分考核办法的相关规定处理。

第八条 海关发现进出口货物报关单需要修改或者撤销，可以采取以下方式主动要求当事人修改或者撤销：

(一) 将电子数据报关单退回，并详细说明修改的原因和要求，当事人应当按照海关要求进行修改后重新提交，不得对报关单其他内容进行变更；

(二) 向当事人制发《进出口货物报关单修改/撤销确认书》，通知当事人要求修改或者撤销的内容，当事人应当在5日内对进出口货物报关单修改或者撤销的内容进行确认，确认后海关完成对报关单的修改或者撤销。

第九条 除不可抗力外，当事人有以下情形之一的，海关可以直接撤销相应的电子数据报关单：

インターネットシステムの運行管理方法を具備した説明資料を提出しなければならない

(七) その他証明材料

当事者が税関へ本条第一項規定に完全で有効に合致する資料を提出した時、税関は速やかに修正或いは取消しを行わなければならない

第七条 通関人員の操作或いは書き写しミスにより申告内容を修正或いは取消す必要がある時、当事者は税関へ「輸出入貨物報関単修正/取消表」と以下資料を提出しなければならない。

(一) 輸出入貨物の実際の状況を証明できる契約書とインボイス、パッキングリスト、船荷証券或いは積荷目録等の関連証明書と証明文書

(二) 詳細状況説明

(三) その他証明資料

税関は、通関人員が税関監督管理を回避するような行為が見つからない場合、報関単を修正或いは取消すことができる。修正或いは取消しを許可しない場合、税関は当事者に速やかに通知し、理由を説明しなければならない。

通関人員の操作或いは書き写しミスに対して、税関は通関人員考査弁法の関連規定に照らして処理する。

第八条 税関が輸出入貨物報関単を修正或いは取消す必要があると気づいた時、以下方式を採用して主体的に当事者に修正或いは取消しを要求できる。

(一) 電子データ報関単を返却し、修正の原因と要求を詳細に説明し、当事者は税関の要求に照らして修正後に再度提出をしなければならない、報関単のその他内容を変更してはならない。

(二) 当事者へ「輸出入貨物報関単修正/取消確認書」を発行し、当事者へ修正或いは取消しを要求する内容を通知し、当事者は5日以内に輸出入貨物報関単に対する修正或いは取消しの内容を確認しなければならない、確認後税関は報関単の修正或いは取消しを完了させる。

第九条 不可抗力を除き、当事者が以下状況のいずれか一つに該当する時、税関は直接相応の電子データ報関単を取消すことができる。

- (一) 海关将电子数据报关单退回修改, 当事人未在规定期限内重新发送的;
- (二) 海关审结电子数据报关单后, 当事人未在规定期限内递交纸质报关单的;
- (三) 出口货物申报后未在规定期限内运抵海关监管场所的;
- (四) 海关总署规定的其他情形。

第十条 海关已经决定布控、查验以及涉嫌走私或者违反海关监管规定的进出口货物, 在办结相关手续前不得修改或者撤销报关单及其电子数据。

第十一条 已签发报关单证明联的进出口货物, 当事人办理报关单修改或者撤销手续时应当向海关交回报关单证明联。

第十二条 由于修改或者撤销进出口货物报关单导致需要变更、补办进出口许可证件的, 当事人应当向海关提交相应的进出口许可证件。

第十三条 进出境备案清单的修改、撤销, 参照本办法执行。

第十四条 违反本办法, 构成走私行为、违反海关监管规定行为或者其他违反《海关法》行为的, 由海关依照《海关法》和《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》的有关规定予以处理; 构成犯罪的, 依法追究刑事责任。

第十五条 本办法由海关总署负责解释。

第十六条 本办法自公布之日起施行。2005年12月30日以海关总署令第143号公布的《中华人民共和国海关进出口货物报关单修改和撤销管理办法》同时废止。

- (一) 税関が電子データ報関単を修正返却し、当事者が規定期限内に再送付していない
- (二) 税関の電子データ報関単審査完了後、当事者が規定期限内の紙ベース報関単を提出していない
- (三) 輸出貨物を申告後に規定期限内に税関監督管理場所に運んでいない
- (四) 税関総署が規定するその他の状況

第十条 税関が監視や調査を決定し密貿易或いは税関監督管理規定違反の嫌疑のかかった輸出入貨物については、関連手続き完了前に報関単及びその電子データを修正或いは取消ししてはならない。

第十一条 報関単の証明書が既に発行された輸出入貨物について、当事者は報関単の修正或いは取消し手続き時に、税関へ報関単の証明書を返却しなければならない。

第十二条 輸出入貨物報関単の修正或いは取消しによって輸出入許可証明書類を変更、補充する必要がある場合、当事者は税関へ相応の輸出入許可証明書類を提出しなければならない。

第十三条 入出国備案(届出)リストの修正や取消しについては、本弁法を参照して執行する。

第十四条 本弁法に違反し、密貿易行為や税関監督管理規定に違反する行為或いはその他「税関法」に違反する行為を行う時、税関は「税関法」と「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」の関連規定に照らして処理を行う。罪を犯す時は、法に則り刑事責任を追及する。

第十五条 本弁法は税関総署が解釈に責任を負う。

第十六条 本弁法は公布日から施行する。2005年12月30日に税関総署令第143号として公布した「中華人民共和国税関輸出入貨物報関単修正及び取消管理弁法」は同時に廃止する。

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2007